

令和 4 年度 第 8 回

理 事 会

日時 令和 4 年 12 月 1 日 (木)

15 時 00 分～

場所 2 階大ホール

会長挨拶

協議事項

1 第 177 回臨時代議員会の次第について

桃木 常任理事

日時：令和 5 年 3 月 9 日 (木) 14:30～

場所：埼玉県県民健康センター 2F 大ホール

2 第 178 回定例代議員会の日程について

桃木 常任理事

日時：令和 5 年 6 月 15 日 (木) 14:30～

場所：埼玉県県民健康センター 2F 大ホール

3 令和 5 年 4 月～8 月の役員会等の日程（案）について

桃木 常任理事

4 医師会強化に向けた取り組みについて

桃木 常任理事

5 会費減免者（追加）申請について

長又 常任理事

6 会長・副会長・常任理事・理事協議事項について

報告事項

1 郡市医師会別医師会員数（12月1日現在）ならびに会員異動（11月分）について

桃木常任理事

2 医療事故調査制度の相談事案（令和4年10月分）について（資料なし）

松本常任理事

※件数 0件

3 医療事故紛争解決事例（令和4年10月分）について

松本常任理事

田口理事

※件数 2件

4 令和4年度埼玉県医師会医療事故防止対策研修会の結果について

松本常任理事

5 サイバーリスク保険について

登坂（薰）常任理事

6 第53回 全国学校保健・学校医大会について

長又常任理事

佐藤理事

日時：令和4年11月12日（土）

場所：ホテルメトロポリタン盛岡 本館・ニューウィング

7 子育て相談（令和4年11月分）の報告について（資料なし）
長又常任理事
田端理事
※件数 0件

8 会長・副会長・常任理事・理事報告事項について

そ の 他

[資料配布] (ホームページ掲載)

1 医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について（6枚）
松本常任理事 日医

桃木常任

第177回 埼玉県医師会臨時代議員会次第

日時：令和5年3月9日（木）14:30

場所：埼玉県県民健康センター2階大ホール

1. 開会

1. 議事録署名委員指名

1. 会長挨拶

1. 議事

第1号議案 令和4年度埼玉県医師会会員の会費減免申請に関し承認を求める件

第2号議案 令和5年度埼玉県医師会会員の会費減免申請に関し決議を求める件

1. 報告事項

(1) 令和5年度埼玉県医師会事業計画

(2) 令和5年度埼玉県医師会収支予算

1. 会長挨拶

1. 閉会

桃木常任

第 178 回 埼玉県医師会 定例代議員会の日程について

日時 令和5年6月15日(木)午後2時30分

場所 埼玉県県民健康センター2階大ホール

桃木常任

【理事用】

令和5年4月～8月の役員会等日程について

【 】内は開催場所 ※ 関連行事

4月 6日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】
	理事会 15:00 【県医師会】
13日 (木)	常任理事会 (持廻り)
20日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】
27日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 郡市医師会長会議 15:00 【県医師会】
5月 11日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】
	理事会 15:00 【県医師会】
18日 (木)	常任理事会 (持廻り) ※医師会ゴルフ大会 【武藏CC】
25日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 郡市医師会長会議 15:00 【県医師会】
6月 1日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】
	理事会 15:00 【県医師会】
8日 (木)	常任理事会 (持廻り)
15日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 ※第176回定例代議員会 14:30 【大ホール】
22日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 郡市医師会長会議 15:00 【県医師会】
29日 (木)	休会
7月 1日 (土) ~ 2日 (日)	移動理事会 【未定】
6日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】
13日 (木)	常任理事会 (持廻り)
20日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】
27日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 郡市医師会長会議 15:00 【県医師会】
8月 31日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】

桃木常任

日医発第 1372 号 (総務)
令和 4 年 10 月 19 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 松本吉郎
(公印省略)

医師会組織強化に向けたさらなる取り組みに向けて（お願い）

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
また、医師会組織強化に向けての特段のご理解ご協力に対し、改めて深く感謝申し上げます。

繰り返しのご案内となりますが、医師会組織強化は喫緊の課題であり、三層すべての医師会組織をあげての早急な対応が必要であると認識しております。
そのため、去る 7 月 26 日付文書（日医発第 763 号）にてご依頼をいたしました、来年度からの「医学部卒後 5 年間の会費減免」の実施に加え、以下につきましてもご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 臨床研修修了を迎える会員に対する「医学部卒後 5 年間の会費減免」実施に係る周知の徹底

- 臨床研修修了後も医学部卒後 5 年間の範囲で日本医師会（及びご協力いただける都道府県医師会並びに郡市区等医師会）の会費が減免されることを、臨床研修修了を迎える会員に周知いただくよう、入退会等の窓口業務を担う郡市区等医師会に協力を求めて下さい。
- 2.に記載の「郡市区等医師会組織強化担当役職員連絡協議会」等の機会においても、周知徹底をお願いいたします。

2. 郡市区等医師会組織強化担当役職員連絡協議会の開催

- 都道府県医師会及び管内郡市区等医師会担当役職員が一堂に会する中で、医師会ごとの特徴や課題等を共有し、継続的に組織強化に関する検討を重ねていくことは極めて重要と考えます。別添の「医師会組織強化推進事業（概要）」を参考にしていただき、継続的な開催をお願いいたします。
- 一方、1.に記載の医学部卒後5年間の会費減免の実施は来年度に迫っております。その周知徹底をなるべく早い時期から行うことが重要となりますので、形式はどのようなものであれ、都道府県医師会及び管内郡市区等医師会担当役職員が一堂に会するような機会を早急に設定いただきたく存じます。
- また、会費減免の実施とともに、若手医師が医師会に入会しやすい環境を整えていくことも重要です。特に、医学部卒後5年目までの医師については、入会金が発生する場合、その免除ということも、都道府県医師会及び管内郡市区等医師会の共通の取り組みとして、併せてご検討いただければ幸いです。
- 郡市区等医師会組織強化担当役職員連絡協議会又は都道府県医師会及び管内郡市区等医師会担当役職員が一堂に会するような機会を設けていただく場合、開催日程がお決まりになりましたら添付の連絡表をもって、本会総務課宛ご連絡下さい。
- その際、本会担当役員の講演を希望される医師会には、別途総務課よりご連絡させていただきます（日程調整がつかない場合はあしからずご容赦下さい）。
- ご連絡をいただいた都道府県医師会に対し、開催補助費として日本医師会より20万円を支給させていただきます（1回のみ）。
- なお、すでに医師会組織強化推進事業としてご協力いただきました都道府県医師会（今後の開催がない場合でも、当該開催分として20万円をお振込いたします。）におかれましても、その後の取り組み状況や組織率等の継続した確認等に向けて、改めて開催をご検討いただければ幸いです。
- 別添のとおり、日本医師会医師賠償責任保険制度と医師年金のリーフレットを作成（準備が整い次第、都道府県医師会及び郡市区等医師会等へ

の送付と、日本医師会ホームページへの掲載を行います。) いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

3. 若手医師の医師会事業への理解促進並びに帰属意識の醸成に向けた取り組みの実施

- 多くの都道府県医師会では、新臨床研修医を対象としたオリエンテーションの開催等、臨床研修医への医師会に対する理解醸成と入会促進に向けた取り組みを進めていただいております。
- しかしながら、その後の医師会との接点が限られていること等から、医師会事業への理解や帰属意識が十分に醸成されていない状況が見受けられます。
- そのため、上記オリエンテーション等のほかに、医学部卒後5年間の会費減免期間中に入会した若手医師等を対象として、医師会事業への理解促進並びに帰属意識の醸成に資する取り組みを実施していただくようお願いいたします。

例) オリエンテーション(2回目)、症例検討会や懇親会等の開催、各種委員会への登用など

- 上記の取り組み実施を決定され、その旨を別添の連絡表をもって本会総務課宛にご連絡いただきました都道府県医師会に対し、支援費として日本医師会より10万円を支給させていただきます(1回のみ)。

日本医師会総務課
電話 03-3942-6477
FAX 03-3946-6295
soumu@po.med.or.jp

日医発第 763 号(総務)(情シ)
令和 4 年 7 月 26 日

都道府県医師会長 殿
郡市区等医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松 本 吉 郎
(公印省略)

会費減免期間の延長について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医師会の組織力強化は、喫緊の課題として取り組むべき最重要事項の一つであり、とりわけ、会員数の確保は対外的な側面からも早急な対応が必要であることから、本日開催の第 5 回理事会において、現在臨床研修医を対象に実施している会費減免期間の延長を決定いたしました。

会費減免期間の延長に関する詳細は、下記のとおりです。

なお、すでに、臨床研修医の会費減免措置に関しては、貴会に多大なるご協力をいただいておりますが、今回の会費減免期間の延長についても、さらなる若手医師の入会促進及び医師会員として定着してもらうための動機付けにつなげていくためには、すべての医師会において、この取り組みを実施していただくことが必要と考えております。

つきましては、貴会におかれましても、その実施に向けてご検討賜りますよう、貴職のより一段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 実施時期：令和 5 年度より実施する。
2. 延長期間：卒後 5 年目までとする。
3. 卒後 5 年間の基本的な捉え方：年度単位とする。
4. 卒業年度の考え方：大学医学部の卒業年度とする。
5. 卒業月と会費減免の起点となる年度
 - 3 月の卒業者は、翌年度から 5 年度分を会費減免の対象期間とする。
 - 4 月から翌年 2 月までの卒業者は、当該年度より 5 年度分を会費減免の対象期間とする。
6. 対象となる会員区分：すべての会員区分とする。
7. 会費減免の方法：会費賦課徴収規程の「その他特別の事由」による。
8. 機関誌：『日医ニュース』及び『日医雑誌』の送付に代えて、「日医ホームページ

ジ」「日医 Lib」で対応（既存の A①、A②(B)、B 会員で会費減免を申請する者も含む）することとする。

【ご参考：会費減免後の日本医師会会費】

会員区分	会 費	会費減免額	会費減免後
A①	126,000 円	60,000 円	66,000 円
A②(B) (30 歳超) (30 歳以下)	68,000 円	28,000 円	40,000 円
	39,000 円	24,000 円	15,000 円
A②(C)	21,000 円	6,000 円	15,000 円
B	28,000 円	28,000 円	無料
C	6,000 円	6,000 円	無料

長又常任

会費減免申請者(追加)

埼玉県医師会会費減免規程第4条の規定に基づく、会費減免申請者

都市医師会名	会員区分	氏 名	生年月日	年 齡	事 由	期 間
深谷寄居医師会	B	松本 孜	昭和17年4月12日	80	疾病	1期から

桃木常任

都市医師会別医師会員数（12月1日現在）

ならびに会員異動（11月分）について

（1）都市医師会別医師会員数（別紙）※会員調査結果

（2）令和4年11月1日～11月30日までの、入会・退会・異動にかかる報告。（内訳は別紙）

今回報告数	· · · · ·	35名
入会	· · · · ·	5名
退会	· · · · ·	15名（死亡0名）
異動	· · · · ·	15名

都市医師会別医師会員数(令和4年12月1日現在※会員調査による)

都市医師会	A1	A2B	B	A2C	C	合計
浦和医師会	319	112	154	7	34	626
川口市医師会	253	54	162	0	0	469
大宮医師会	288	85	240	12	75	700
川越市医師会	179	46	95	0	0	320
熊谷市医師会	122	26	75	0	0	223
行田市医師会	29	5	23	8	0	65
所沢市医師会	178	61	99	0	0	338
蕨戸田市医師会	112	20	56	3	0	191
北足立都市医師会	153	54	92	0	6	305
上尾市医師会	92	17	53	0	0	162
朝霞地区医師会	189	36	117	5	0	347
草加八潮医師会	139	23	37	0	0	199
さいたま市与野医師会	69	11	43	24	6	153
入間地区医師会	71	21	38	0	0	130
飯能地区医師会	58	17	40	0	0	115
東入間医師会	125	41	56	0	0	222
坂戸鶴ヶ島医師会	91	22	27	0	0	140
狭山市医師会	62	22	52	0	0	136
比企医師会	114	23	66	0	0	203
秩父都市医師会	73	26	13	0	0	112
本庄市児玉郡医師会	77	29	38	0	0	144
深谷寄居医師会	94	39	56	1	0	190
北埼玉医師会	71	28	21	0	0	120
南埼玉郡市医師会	140	51	71	0	0	262
越谷市医師会	142	53	191	51	41	478
春日部市医師会	104	34	95	0	0	233
岩槻医師会	49	31	39	0	0	119
北葛北部医師会	44	12	18	0	0	74
吉川松伏医師会	38	4	31	0	0	73
三郷市医師会	59	13	32	0	0	104
埼玉医科大学医師会	4	15	194	0	4	217
防衛医科大学校医師会	1	17	19	0	0	37
＊＊＊ 総 計 ＊＊＊	3,539	1,048	2,343	111	166	7,207
前月比	-4	10	13	-1	-1	17

【埼玉県医師会会員区分】

{ A会員:日本医師会A1
 B会員:日本医師会A2B・B
 B特会員:日本医師会A2B・B【大学医師会会員】
 C会員:日本医師会A2C・C

埼玉県医師会員入会・退会異動報告書

令4.11.1 ~ 令4.11.30

令和4年12月1日報告

No.1

日本医師会用

年月日	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
川口市医師会 4/4/1	入会 → B				放	サイクサヒロス	333-0833	川口市大字西新井宿180	川口市立医療センター	048-287-2525 048-280-1566	
川口市医師会 4/6/1	異動 → A1	その他の項目 法人化			眼	三枝 裕和 ゲン シュンエイ	333-0808	川口市長蔵新田288-1 元 俊栄 ブラックバイン202号	一医)社団博秀会 戸塚安行げん眼科	048-280-6306 048-280-6307	
川口市医師会 4/9/30	退会 A1 → 退会	退職			内	マツモトマサカズ 松本 昌和	333-0835	川口市大字道合924	医)栄仁会 みらいメディカルクリニック川口中央	048-281-4191 048-283-4446	
川口市医師会 4/10/31	退会 B → 退会	退職			内 循内	タチヒヨキ 田口 浩樹	332-0035	川口市西青木2-15-10	医)寿康会 寿康会病院	048-251-2050 048-257-6669	
川口市医師会 4/11/1	異動 → A1	その他の項目			内 消内	イシイエイチ 石井 永	333-0817	川口市戸塚南2-16-13	医)社団清栄会 石井クリニック	048-297-7112 048-294-2882	標榜科目
川口市医師会 4/11/1	入会 → A2B				内	ヤマビヒデアキ 山火 秀明	333-0855	川口市芝西2-30-6	医)社団光恵会 芝西医院	048-424-2898 048-424-2891	
川口市医師会 4/11/1	入会 → A2B				内 循内	ヤマシタヨウヘイ 山下 洋平	333-0855	川口市芝西2-30-6	医)社団光恵会 芝西医院	048-424-2898 048-424-2891	
大宮医師会 4/10/18	入会 → B				内 消内	タシロトヨキ 田代 友之	330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-3 大宮DOMダイエー大宮店3階	医)社団白報会 総合クリニックドクターランド大宮	048-782-8789 048-782-8769	
川越市医師会 4/9/1	異動 → A1	その他の項目			内	ハケタアキラ 羽毛田 公	350-1126	川越市旭町1-16-13 ラメール川越1階	医)社団埼玉双泉会 双泉会クリニックかわごえ	049-257-5544 049-257-5598	法人名変更
熊谷市医師会 4/11/1	入会 → B				循内	ワタオカヒデカズ 常岡 秀和	360-0013	熊谷市中西4-5-1	社医) 熊谷総合病院	048-521-0065 048-523-5928	
熊谷市医師会 4/12/1	入会 → A2B				小	オオタキサトミ 大瀧 里美	360-0023	熊谷市佐谷田1542-1	医)社団ともさと会 かくたクリニック	048-501-0771 048-501-0772	
蕨戸田市医師会 4/10/31	異動 → B	現住所変更			脳内	ナカヤマサチコ 中山 茶千子	335-0021	戸田市大字新曽1705-2	一医)和泉会 和泉クリニック	048-432-7711 048-432-7712	
蕨戸田市医師会 4/10/31	異動 → B	現住所変更			整外	ナカヤマタカユキ 中山 隆之	335-0021	戸田市大字新曽1705-2	一医)和泉会 和泉クリニック	048-432-7711 048-432-7712	
蕨戸田市医師会 4/12/1	異動 A2B → A1	施設開業 会員区分変更			内 消内	オオヤマヒロアキ 大山 弘晃	335-0023	戸田市本町4-16-17 戸田公園メガルプリッジ2F/3F	医)翔誠会 MIRAI CLINIC TODA		
上尾市医師会 4/10/1	異動 → A2B	現住所変更			内 呼内	ナカジマハルヒコ 中嶋 治彦					
入間地区医師会 4/11/1	入会 → B				外 肝	シロヘタシ	358-0003	入間市豊岡1-13-3	社会医療法人東明会 原田病院	04-2962-1251 04-2962-0865	
東入間医師会 4/10/11	入会 → B				消外 救急	白部 多可史			医)財団明理会 イムス富士見総合病院	049-251-3060 049-254-1224	
東入間医師会 4/12/1	入会 → B				内 救急	ハシモトヨリ 橋本 翠	354-0021	富士見市鶴馬1967-1	医)財団明理会 イムス富士見総合病院	049-251-3060 049-254-1224	
東入間医師会 4/12/1	入会 → B				麻	アガミヒシ 赤瀬 斎	354-0021	富士見市鶴馬1967-1	医)財団明理会 イムス富士見総合病院	049-251-3060 049-254-1224	
東入間医師会 4/12/1	入会 → B				整外	イワシタサト 岩下 哲	354-0021	富士見市鶴馬1967-1	医)財団明理会 イムス富士見総合病院	049-251-3060 049-254-1224	
東入間医師会 4/12/1	入会 → B				外 小外	フルヤタケシ 古屋 武史	354-0021	富士見市鶴馬1967-1	医)財団明理会 イムス富士見総合病院	049-251-3060 049-254-1224	
比企医師会 4/9/30	退会 A1 → 退会	その他			内	ヨシザワショウエイ 芳沢 昌栄	350-0158	比企郡川島町大字伊草96-1	医)啓仁会 川島クリニック	049-297-8783 049-297-8746	
比企医師会 4/10/1	入会 → A1				内 呼内	イケウエタisque 井上 大輔	350-0158	比企郡川島町大字伊草96-1	医)啓仁会 川島クリニック	049-297-8783 049-297-8746	
秩父都市医師会 4/10/1	入会 → A2B				内 消内	コネユミコ 小峯 千子	369-1874	秩父市和泉町20	医)花仁会 秩父病院	0494-22-3022 0494-24-9633	
南埼玉郡市医師会 4/10/31	退会 A1 → 退会	退職			内 精	コトウエイケ 後藤 英介	346-0016	久喜市久喜東2-35-5	医)社団尽徳会 県西在宅クリニック久喜駅前	0480-53-6738 0480-53-6278	
南埼玉郡市医師会 4/10/31	退会 A1 → 退会	退職			内	ヤマグロモタカ 山黒 友丘	349-0133	蓮田市閏戸吹上1826-1	社福)元気村 蓮田ナーシングホーム翔裕園	048-765-1361 048-765-1362	
南埼玉郡市医師会 4/11/1	入会 → A1				内 精	ナカマヒデユキ 仲間 秀幸	346-0016	久喜市久喜東2-35-5	医)社団尽徳会 県西在宅クリニック久喜駅前	0480-53-6738 0480-53-6278	
南埼玉郡市医師会 4/11/1	入会 → A1				麻	コンダシン 細田 信	349-0133	蓮田市閏戸吹上1826-1	社福)元気村 蓮田ナーシングホーム翔裕園	048-765-1361 048-765-1362	

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令4.11.1 ~ 令4.11.30

令和4年12月1日報告

No.2

日本医師会用

年月日	変更区分	変更事由1	変更事由3	変更事由5	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
所属医師会	会員種別	変更事由2	変更事由4	変更事由6							
3/11/1	異動	施設所在地変更 → A1	住居表示	その他の項目	内 呼内 アレ	マツカガヤスジロウ 松永 康二郎	344-0067	春日都市中央1-52-8 2階	春日部西口駅前クリニック	048-678-9801 048-675-3156	TEL、FAX表示
春日都市医師会					内 消内	キダ サトシ 木田 瞳	344-0067	春日都市中央1-11-4 清興ビル1階	木田内科医院	048-763-0183 048-796-0092	
4/9/29	異動	現住所変更 → A1	転居		内	ウチダ ヒロユキ 内田 浩之	344-0103	春日都市上吉妻164	内田医院	048-748-0704 048-748-0554	標榜科目変更
春日都市医師会					内 小 整外	ウノヒデユキ 宇野 秀之	344-0061	春日都市鈴壁1-6-5 アーバンハイツ2F	宇野クリニック	048-760-3711 048-760-3712	標榜科目自変更
4/10/26	異動	その他の項目 → A1			心内 精	オカダ ヨシオ 岡田 吉郎	344-0067	春日都市中央1-16-8 コアエムビル2-A	医)社団啓心会 岡田メンタルクリニック	048-762-0322 048-762-0323	標榜科目変更
春日都市医師会					心内 精	カラセ ツネオ 川瀬 典夫	344-0067	春日都市中央5-5-6	一医)社団双里会 川瀬クリニック	048-736-0907 048-735-5881	標榜科目変更
4/10/26	異動	その他の項目 → A1			内 循内	ワタリ ヤスロー 渡 康弘	344-0102	春日都市西宝珠花700	一医)社団宝珠会 染谷医院	048-748-1011 048-748-1702	標榜科目変更
春日都市医師会					内 心内 呼内 消内	マツモトヒロナリ 松本 博成	339-0057	さいたま市岩槻区本町3-4-17 2階・3階	医)アイムシー 岩槻内科胃腸内科	048-790-1188 048-878-8170	文書送付先
4/10/31	異動	その他の項目 → A1									
春日都市医師会											
4/10/25	異動	その他の項目 → A1									
岩槻医師会											

松本常任

令和4年度 埼玉県医師会医療事故防止対策研修会

1. 研修内容

第I部：『医療事故を防ぐには～埼玉県医師会の医療事故紛争の現状について～』(30分)

講師：埼玉県医師会医事相談担当理事

第II部：『弁護士から見た医事紛争損害賠償対策』(60分)

講師：埼玉県医師会顧問弁護士

2. 開催日時・場所

①東部地区（越谷市）

日時：令和4年9月29日（木）午後7時から

場所：サンシティ越谷市民ホール（越谷市南越谷1-2876-1 Tel048-985-1111）

②南部地区（さいたま市）

日時：令和4年10月13日（木）午後7時から

場所：埼玉県県民健康センター（さいたま市浦和区仲町3-5-1 Tel048-824-4801）

③北部地区（熊谷市）

日時：令和4年10月27日（木）午後7時から

場所：キングアンバサダーホテル熊谷（熊谷市筑波1-99-1 Tel048-501-0077）

④西部地区（川越市）

日時：令和4年11月17日（木）午後7時から

場所：川越プリンスホテル（川越市新富町1-22 Tel049-227-1111）

3. 参加者

	合計	医師	看護師	助産師	薬剤師	技師	事務	その他	昨年度
東9月29日	67	28	18	0	0	4	15	2	74
南10月13日	51	27	5	1	0	1	13	4	64
北10月27日	39	13	11	0	1	2	11	1	36
西11月17日	49	22	11	0	1	3	11	1	33
合計	206	90	45	1	2	10	50	8	207

令和4年度
埼玉県医師会医療事故防止対策研修会（東部）

令和4年9月29日（木）午後7時から
サンシティ越谷 市民ホール

司会 埼玉県医師会理事 今城 俊浩

挨拶 越谷市医師会 会長 原 直

講演

第I部：『埼玉県医師会の医療事故紛争の現状について』

講師 埼玉県医師会 理事 小笠原 忠彦

第II部：『弁護士から見た医事紛争損害賠償対策』

講師 鈴木沙良夢法律事務所 弁護士 鈴木 沙良夢

閉会 埼玉県医師会 常任理事 松本 真彦

※日本医師会生涯教育講座 1.5 単位：CC6 医療制度と法律、CC7 医療の質と安全

※専門医「共通講習」1 単位：医療安全(必修)

上記単位が付与されます。 必要事項をご記入の上、ご申告ください。

令和4年度
埼玉県医師会医療事故防止対策研修会（南部）

令和4年10月13日（木）午後7時から
埼玉県県民健康センター 2階 大ホール

司会 埼玉県医師会 理事 今村 恵一郎

挨拶 浦和医師会 会長 桐澤 重彦

講演

第一部：『埼玉県医師会の医療事故紛争の現状について』

講師 埼玉県医師会 理事 濵谷 純一

第二部：『弁護士から見た医事紛争損害賠償対策』

講師 須田清法律事務所 弁護士 須田 清

閉会 埼玉県医師会 副会長 水谷 元雄

※日本医師会生涯教育講座 1.5 単位：CC6 医療制度と法律、CC7 医療の質と安全

※専門医「共通講習」1 単位：医療安全(必修)

上記単位が付与されます。 必要事項をご記入の上、ご申告ください。

令和4年度 埼玉県医師会医療事故防止対策研修会（北部）

令和4年10月27日（木）午後7時から
キングアンバサダーホテル熊谷 4階キングレジデンス

司会 埼玉県医師会 理事 田口 理史

挨拶 熊谷市医師会 会長 小林 敏宏

講演

第一部：『埼玉県医師会の医療事故紛争の現状について』

講師 埼玉県医師会 理事 今村 恵一郎

第二部：『弁護士から見た医事紛争損害賠償対策』

講師 蔭山法律事務所 弁護士 蔭山 好信

閉会 埼玉県医師会 常任理事 松本 真彦

※日本医師会生涯教育講座 1.5 単位：CC6 医療制度と法律、CC7 医療の質と安全

※専門医「共通講習」1 単位：医療安全(必修)

上記単位が付与されます。 必要事項をご記入の上、ご申告ください。

令和4年度
埼玉県医師会医療事故防止対策研修会（西部）

令和4年11月17日（木）午後7時から
川越プリンスホテル 3階 ダイヤモンド

司会 埼玉県医師会理事 小笠原 忠彦

挨 拶 川越市医師会 会長 齊藤 正身

講 演

第I部：『埼玉県医師会の医療事故紛争の現状について』

講師 埼玉県医師会 理事 松本 吉郎

第II部：『弁護士から見た医事紛争損害賠償対策』

講師 岩井法律事務所 弁護士 岩井 完

閉 会 埼玉県医師会 副会長 水谷 元雄

※日本医師会生涯教育講座 1.5 単位：CC6 医療制度と法律、CC7 医療の質と安全

※専門医「共通講習」1 単位：医療安全(必修)

上記単位が付与されます。 必要事項をご記入の上、ご申告ください。

登坂（薰）常任

一般社団法人 埼玉県医師会 会員の皆様

団体サイバーリスク保険

パンフレット 兼 重要事項説明書

電子カルテなどのIT化に伴い
サイバーリスクも
上昇中!



保険期間: 2023年2月1日午後4時～2024年2月1日午後4時

募集締切日: 2023年1月17日(火)

加入対象者: 埼玉県医師会会員が開設・管理する医療施設

払込方法: 振込((有)埼玉メディカルからご案内します)

中途加入について: 毎月20日を締切とします

中途加入の場合: 補償期間は振り込みが完了した月の翌月1日午前0時～2024年2月1日午後4時までとなります。

一般社団法人 埼玉県医師会

ご注意
ください。

ご加入内容をご確認ください。ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等に記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。万一、誤りがありましたら、代理店または引受保険会社までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

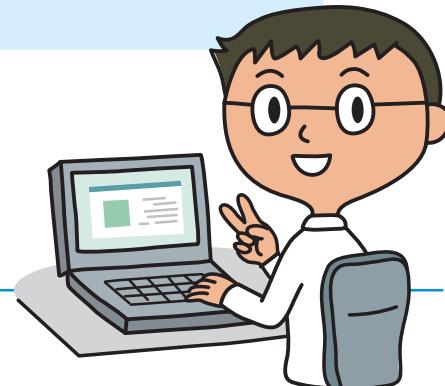
目 次

サイバーリスク保険の補償内容	P1
支払限度額・年間保険料	P2
情報通信技術特別約款	P3
サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項	P4-5
保険金をお支払いしない主な場合	P6
ご注意事項	P7
用語の意味	P8
サイバーリスク総合支援サービスのご紹介	P9

サイバーリスク保険の補償内容

保険期間

1 年間



被保険者の範囲

- ① 記名被保険者(貴社)
- ② 記名被保険者の役員または使用人(①の業務に関する場合に限ります)

商品構成

商品構成		主な補償内容
賠償責任保険 普通保険約款 +	(1) 情報通信技術特別約款(基本補償:賠償部分)(*)	損害賠償金 争訟費用 等
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項【全件付帯】 コンピュータシステム復旧費用担保特約【全件付帯】 (基本補償:費用部分)(*)	サイバー攻撃対応費用 データ等復旧費用 再発防止費用 等

(*) IT業務不担保特約条項がセットされている前提となります。

支払限度額・年間保険料

◆ 補償内容

補償項目 1事故・保険期間中	プランA	プランB	プランC	プランD	プランE
① 損害賠償責任※1 (1請求)	5,000万円	1億円	2億円	5億円	5億円
② サイバーセキュリティ事故対応費用※2	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
(1) サイバー攻撃対応費用(A)※3	500万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
(2) サイバー攻撃対応費用(B)※4※5	500万円	900万円	900万円	900万円	900万円
(3) 原因・被害範囲調査費用・相談費用※6	上記(1)(2)の限度額に準ずる				
(4) データ等復旧費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
(5) その他事故対応費用	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
(6) 再発防止費用※5	500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
(7) 訴訟対応費用(1請求)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

※1 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、お支払いする全ての保険金を合算して、「①損害賠償責任」の金額が限度となります。

※2 (1)～(7)の各費用は「②サイバーセキュリティ事故対応費用」の支払限度額の内枠で支払います。

※3 セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)

※4 セキュリティ事故のうち(A)以外および風評被害事故の場合

※5 縮小支払割合90%が適用されます。

※6 (A)セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合は100%、(B)セキュリティ事故のうち、(A)以外および風評被害事故の場合は90%

上記A～Eプラン以外の補償内容をご希望の場合は、裏面記載のお問い合わせ先までご相談ください。

このパンフレットはサイバーリスク保険の概要について紹介したもので。詳細は、契約者である埼玉県医師会にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店にお問い合わせください。

◆ 1施設当たりの年間保険料

施設種類	プランA	プランB	プランC	プランD	プランE	
診療所	54,740	62,150	63,540	67,910	72,660	
病院	20～49床	112,960	129,300	152,290	163,540	175,790
	50～99床	158,100	181,320	214,070	230,050	247,470
	100～149床	203,080	233,070	275,170	295,800	318,280
	150～199床	232,240	266,550	315,230	338,860	364,610
	200～299床	261,490	300,130	355,350	382,000	411,040
	300～399床	308,270	353,810	417,850	449,180	483,330
	400～499床	339,070	389,160	460,100	494,590	532,200
	500床～	369,860	424,500	502,350	540,010	581,060

※中途加入の場合の保険料は【年間保険料×未経過月数(端日数は切り上げ)/12】となります。

(1) 情報通信技術特別約款(基本補償:賠償部分)

保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

- ① ITユーザー行為に起因して発生したいずれかの事由(②を除きます)
- ア.他人の事業の休止または阻害
 - イ.磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)
 - ウ.人格権侵害
 - エ.コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
 - オ.アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ※ 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。
- ※ 日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。
- ※ IT業務不担保特約条項がセットされている前提となります。

お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	合計額に対して、保険金をお支払いします。
争訟費用・協力費用	合計額に対して、保険金をお支払いします。

支払限度額等

情報通信技術特別約款(基本補償:賠償部分)で引受保険会社がお支払いする保険金のうち、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとに設定)が限度となります。また、情報通信技術特別約款でお支払いするすべての保険金(上記記載の法律上の損害賠償金および費用)の額を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、情報通信技術特別約款、サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償:費用部分)

保険金をお支払いする場合

事故対応期間内に生じたセキュリティ事故に対応するためのサイバー攻撃対応費用、データ等復旧費用、再発防止費用等や風評被害事故(*1)の拡大を防止するための費用、訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(*1)を保険期間中に発見した場合(*2)に限ります(*3)。

セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、④は、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②を除きます)

ア. 他人の事業の休止または阻害

イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)

ウ. 人格権侵害

エ. コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害

オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生

② 情報の漏えいまたはそのおそれ

③ ①または②を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃

④ ③のおそれ

(*1)セキュリティ事故に関する他人のインターネット上の投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

(*2)訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限ります。

(*3)保険契約者または被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(*1)を発見した場合には、保険契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を引受保険会社(以下「弊社」といいます。)に書面で通知しなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず、保険契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

保険金のお支払い対象となるのは、次の費用のうち、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。また、(1)から(6)までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限ります。各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。なお、免責金額は適用しません。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
(1)(2)サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、上記ただし書きに該当する場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	(A) 100% または (B) 90% (*)	1事故・ 保険期間中 加入依頼書のご選択されたプランの該当欄に記載された金額	1事故・ 保険期間中 加入依頼書のご選択されたプランの該当欄に記載された金額
(3)原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
(3)相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 ア.弁護士費用 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。) イ.コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 ウ.風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)			1事故・ 保険期間中 加入依頼書のご選択されたプランの該当欄に記載された金額
(4)データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用またはサイバー攻撃により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。 ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 コンピュータシステム復旧費用担保特約(全件付帯) セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。)が発生した場合に要した次の費用を含むものとします。 ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 ア.コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 イ.損傷したコンピュータシステムの代替として一時に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時に使用する仮設物の設置費用(付隨する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用 ウ.消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたプログラムまたはソフトウェアの修復、再製作または再取得費用	100%	1事故・ 保険期間中 300万円	1事故・ 保険期間中 加入依頼書のご選択されたプランの該当欄に記載された金額

(*) (A)セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合
(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)

(B)セキュリティ事故のうち、(A)以外および風評被害事故の場合

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
(5)その他事故対応費用	<p>次のアからコの費用をいいます。ただし、(1)～(4)、(6)～(7)の費用を除きます。 また、カ、クおよびコ(工)については、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。</p> <p>ア.人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>イ.交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費</p> <p>ウ.通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。</p> <p>エ.個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用</p> <p>オ.社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。</p>	100%	設定なし	1事故・ 保険期間中 加入依頼書の ご選択された プランの 該当欄に記載 された金額
	<p>カ.個人情報漏えい見舞費用 公表等の措置により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用</p> <p>(ア)見舞金 (イ)金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ)見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)</p>	100%	被害者 1名につき 1,000円	
	<p>キ.法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。</p>	100%	被害法人 1社あたり 50,000円	
	<p>ク.クレジット情報モニタリング費用 クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用</p> <p>ケ.損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用</p> <p>コ.公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用</p> <p>(ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。) (イ)通信費 (ウ)記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ)コンサルティング費用</p>	100%	設定なし	
(6)再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、(3)相談費用を除きます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。	90%	1事故:次のいずれか 低い額 ア.500万円もしくは 1,000万円 イ.a～eおよびP.7 ②訴訟対応費用に おいて支払われる 保険金の合計額 保険期間中:500万円 もしくは1,000万円	
(7)訴訟対応費用	<p>次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。</p> <p>ア.記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ.記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ.増設コピー機のリース費用 エ.記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ.意見書・鑑定書の作成費用 カ.相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用</p>	100%	1請求・ 保険期間中 1,000万円	



保険金をお支払いしない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。また、以下の記載は、IT業務不担保特約条項がセットされていることを前提としています。詳細は、保険約款でご確認ください。



【共通】

- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア.火災、破裂または爆発
 - イ.急激かつ不測の事故によるコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。
 - ア.コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害
 - イ.記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる起因する知的財産権の侵害
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・IT業務(「IT業務不担保特約条項」がセットされている前提)
- ・保険金の支払いを行うことにより弊社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

等

そんぽ ADR について

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

(右記の6つの費用:サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、データ等復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用)ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(上記6つの費用以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります(*).お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(*):代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することができます。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。

ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈加入者証〉

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいようお願いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

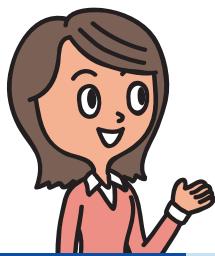
引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*1))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます(*2)。

(*1)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

(*2)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険は、一般社団法人埼玉県医師会を契約者とし、埼玉県医師会員を記名被保険者とするサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人埼玉県医師会が有します。

このご案内書はサイバーリスク保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介したものです。詳細は、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



用語の意味

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア.コンピュータシステム(他人に使用させる目的のものを除きます。)の所有、使用または管理 イ.アのコンピュータシステムにおけるプログラムまたはデータ(他人のために製造・販売したものを除きます。)の提供 (記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。)
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。 ア.コンピュータシステムへの不正アクセス イ.コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ.マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。) エ.コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
外部通報	次のいずれかをいいます。 ア.公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報 イ.記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
公表等の措置	次のいずれかをいいます。 ア.公的機関に対する被保険者による届出または報告等(文書によるものに限ります。) イ.新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ウ.被害者または被害法人に対する詫び状の送付 エ.公的機関からの通報
情報の漏えい	個人情報、法人情報または、個人情報・法人情報以外の公表されていない情報の漏えいをいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア.個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと(*)。 イ.法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと(*)。 ウ.個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者(その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。)に知られたこと。(*)
人格権侵害	被保険者によって行われた文書または図画等による表示に起因して発生した他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。

(*)知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

サイバーリスクに関連する次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス	概要	ご利用対象
情報・ツール提供サービス(無料)	情報・ツール提供サービス Tokio Cyber Port(*1)上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。 ①インシデント対応フロー ②従業員の皆様向けテキスト ③サイバーリスク情報誌 ④メールマガジンの定期配信(サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等)	どなた様でもご利用いただけます(*1)
ベンチマークレポートサービス(無料)	ベンチマークレポートサービス 米国ガイドワイヤ社のノウハウを活用し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるサイバーリスクベンチマークレポートをご提供いたします。	サイバーリスク保険ご加入者様限定
緊急時ホットラインサービス(無料)	緊急時ホットラインサービス お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用ダイヤルにて365日24時間サイバー専門組織が対応し、初動対応から保険金請求、再発防止に至るまでワンストップでご支援します。 東京海上日動の ブロック サイバー 緊急時ホットラインサービス(*2) 0120-269-318	サイバーリスク保険ご加入者様限定
簡易リスク診断サービス(無料)	定性リスク診断サービス お客様のセキュリティ管理体制を簡易診断し、定性的にリスク診断を実施いたします。	どなた様でもご利用いただけます(*1)
	定量リスク診断サービス 一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額(PML)を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。	
専門事業者紹介サービス	平時の紹介サービス 事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介いたします。	どなた様でもご利用いただけます(*1)
	インシデント発生時の紹介サービス 事故発生後の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセンター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介いたします。	

※ 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

(*1)ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

(*2)ご利用の際は、「ご加入者名」「加入者番号」を確認させていただきます。

専門事業者紹介サービスのご注意

■本サービスは、ご紹介のみのサービスとなりますので、ご注意ください。

・東京海上日動がご紹介する事業者とのご契約は、お客様ご自身のご判断で実施いただくことになります。

・東京海上日動がご紹介する事業者と必ずご契約いただけることを保証するものではありません。

・東京海上日動がご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担となります。

■本サービスをご利用の際は、利用申込書の「重要事項」を必ずご確認ください。

MEMO

東京海上日動の
緊急時ホットライン
サービス

ブ ロ ッ ク サ イ バ ー

0120-269-318

24時間365日対応
(年中無休)

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、
専用窓口(フリーダイヤル)で直接ご支援を実施するサービスです。

※ご利用の際は、「ご加入者名」「加入者番号」を確認させていただきます。

※本サービスは被保険者の方向けです。ご契約者と被保険者が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

日常の
サイバートラブル
からご支援

ウイルス感染等の日
常のサイバートラブ
ルに、初期アドバイス
やリモートサポート等
を行います。

経験豊富な
サイバー専門家が
ご支援

インシデント対応の
専門家が、事故対応
に精通した保険会社
ならではの支援を行
います。

多様な
専門事業者
ラインナップ

多様な専門事業者
の中から、トラブルの状
況やお客様のニーズ
に応じて最適な事業
者をご紹介します。

初動から
再発防止まで
ご支援

初動対応から保険金
請求、さらには再発防
止策の実行に至るま
でワンストップでご
支援します。

保険適用外でも
サービス
利用可能

仮に保険が適用され
ない場合でもサービス
利用可能です。(専
門事業者手配の実費
はお客様のご負担と
なります。)

保険期間

2023年2月1日午後4時～2024年2月1日午後4時

募集期間：2022年12月13日(火)～2023年1月17日(火)まで

募集締切日：2023年1月17日(火)

※加入依頼書等の書類は別添の返信用封筒にて埼玉県医師会・医事・福祉課宛にご返送ください。

保険料支払方法

○新規

- 銀行振込 a. 払込締切日：2023年1月17日(火)
b. 振込先：埼玉りそな銀行 さいたま営業部(普)4360581 (社)埼玉県医師会

○中途加入

- 毎月20日を締切日としています。
- 補償期間は申し込み月の翌月1日午後4時からとなります。
- 保険料は、月割になります。
- 保険料支払方法は上記口座に銀行振込でお願いします。
- 支払期日は補償開始日前月の20日となります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 加入・変更等のお手続き全般について
- 保険料に関するお問い合わせ

埼玉県医師会 医事・福祉課
(取扱代理店：有限会社埼玉メディカル)
電話：048(824)2611(代表)
048(823)9230((有)埼玉メディカル)
住所：〒330-0062
さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号
埼玉県県民健康センター5F

● 左記以外のお問い合わせ

東京海上日動火災保険株式会社 埼玉中央支店営業課
電話：048(650)8381

長又常任

佐藤理事

第53回 全国学校保健・学校医大会 in 岩手

令和4年11月12日(土)
ホテルメトロポリタン盛岡 本館・ニューウイング

プログラム

分科会

各分科会会場 10:00~12:00

第1分科会

からだ・こころ(1)

第1分科会会場【4F メトロポリタンホール】

座長：岩手医科大学医学部小児科学講座教授 赤坂真奈美
岩手県医師会学校医部会副部会長 金濱 誠己

第2分科会

からだ・こころ(2)

第2分科会会場【3F 星雲西】

座長：岩手県医師会常任理事 吉田耕太郎
岩手県医師会常任理事 小瀬川 玄

第3分科会

からだ・こころ(3)

第3分科会会場【3F 星雲東】

座長：岩手県臨床整形外科医会会長 成島勝之助
岩手県医師会常任理事 菅 義行

第4分科会

耳鼻咽喉科

第4分科会会場【3F 桂】

座長：岩手県耳鼻咽喉科医会会長 河嶋 寛
岩手県医師会学校医部会副部会長 斎藤 達雄

第5分科会

眼科

第5分科会会場【3F 桐】

座長：岩手県眼科医会会長 森 敏郎
岩手県医師会常任理事 亀井 俊也

昼 食

各分科会会場・11F ギャラクシー

12:00 ~ 13:00

都道府県医師会連絡会議

ホテルメトロポリタン盛岡本館 4F 岩手・姫神

12:00 ~ 13:00

■ 開会式・表彰式・次期会長挨拶 ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING 4F メトロポリタンホール 13:00~14:00

■ 特別講演 ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING 4F メトロポリタンホール 14:00~15:00

座長：岩手県医師会会长 本間 博

「幼児期・学童期における認知的力と非認知的力の意義」

白梅学園大学名誉教授 無藤 隆

■ シンポジウム ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING 4F メトロポリタンホール 15:00~17:00

テーマ「子どもたちの『生きる力』を育む」

座長：岩手県医師会 常任理事 吉田耕太郎
金濱 誠己

「子供がストレスを乗り切る力“レジリエンス”を育む」

日本産婦人科医会前会長 木下 勝之

「全ての子どもたちの幸せのために

～私たちが今知りたい『非認知能力』について～」

岩手県医師会 子どもたちの「生きる力」を育む検討委員会委員 千田 恵美

「夢を実現する」

花巻東高等学校硬式野球部監督 佐々木 洋

■ ディスカッション ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING 4F メトロポリタンホール 17:00~17:20

17:20 ~ 17:30 コメンテーター 無藤 隆

■ 閉会式 ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING 4F メトロポリタンホール 17:30~17:35

■ 懇親会（意見交換会） ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING 4F メトロポリタンホール 18:30~

アトラクション

「滑田鬼剣舞」